

## **国際協力と自由貿易**

### **1. 国際協力の意義と必要性**

国際協力は、複数の国家に共通する関心事項について、関係各国が協力して処理していくことを主たる目的とする。ヒト、モノ、資本、情報等が国境を越えて移動し、国民経済間の相互依存関係が密接不可分なものとなった今日においては、他国との協力関係なくして国家を存立させることは困難であり、このため、国際協力は、国家間関係を規律する秩序の中において、制度的に定着するに至っている。

### **2. 国際協力における自由貿易**

#### **(1) 自由貿易の意義**

自由貿易とは、国際間の財貨・サービスの取引に際して、各国が原則的に貿易政策や為替政策による政府介入を行わず、市場の価格調整機能に委ねることをいう。

第二次世界大戦後の国際貿易の分野においては、「自由・無差別・互惠」を基本理念として世界貿易の拡大及び推進を目的とする GATT / WTO 体制の下に、輸入数量制限の撤廃、関税率の引下げ等貿易の自由化が積極的に進められてきた。また、冷戦構造の崩壊以降、世界各国は経済的に協調していかなければならないという意識が強まってきていると言われている。

このような自由貿易推進に向けた動きは、「比較優位の原則」をその論拠にするとされている。この「比較優位の原則」によれば、各国は、自国により豊富に存在する資源を相対的に多く用いるモノの生産に特化させ、その生産物を他国と交換することによって利益を得るとともに、この交換を通じて、世界全体における資源の最適配分が実現されるという。これに対し、発展途上国を中心として、「比較優位の原則」の現実的妥当性に疑問を呈し、特に農業貿易の特殊性、環境保護等の観点から、政府による介入を積極的に支持する主張もある。

上記のような見解の対立や実際上の弊害が生じてはいるものの、長期的には、国際経済と国内経済の接点となる貿易をより自由かつ多角的に行うことは、各国の持続可能な成長と衡平な発展及び経済的格差の縮小につながると一般に考えられている。このため、自由貿易を推進する一方で、いかなる枠組みで、また、いかなる方法で自由貿易が抱える弊害を除去するかという問題が国際協力を行うに当たっての課題となっていると考えられている。

## (2) 国際協力としての自由貿易

国際協力の中で、貿易、通貨、開発援助等の分野におけるいわゆる「経済協力」は、大きな比重を占めている。

貿易の分野においては、一次産品輸出国の交易条件及び一次産品の輸出価格の安定化、国内産業保護のための輸入規制、多国籍企業の活動規制等の問題について、国家間の恒常的な協力が必要とされている。このような国際協力に当たっては、国家が相互に対等かつ平等に負担を負うとともに利益を享受できるような枠組みを整備していくことが重要であると考えられている。EU その他の地域経済統合や OECD、WTO 等の国際協力機構は、その実例と考えられている。

## 自由貿易地域 (FTA)

### 1. 自由貿易地域の意義

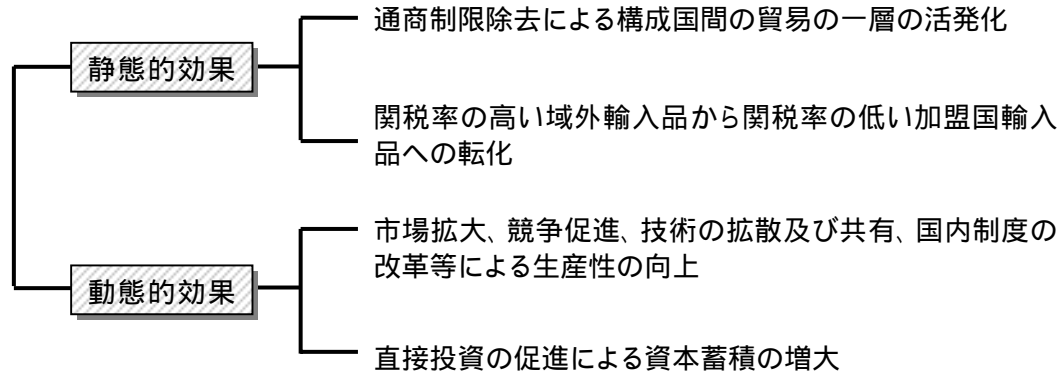
#### (1) 地域経済統合と自由貿易地域

地域経済統合とは、複数の国家が特定地域について経済分野における国家間の障害を取り払って経済活動の自由化又は一体化を促進することをいい、構成国間における連携の強度の観点から、一般に、自由貿易地域 (Free Trade Area)、関税同盟 (Customs Union)、共同市場 (Common Market)、経済同盟 (Economy Alliance)、完全な統合という五つの段階に区分して整理されている<sup>1</sup>。

地域経済統合	内 容
自由貿易地域	自由貿易協定 (Free Trade Agreement) に基づき、域内における関税、輸入数量制限その他の通商規制を撤廃すること。ただし、構成国は、域外国に対し、それぞれ独自の関税等の設定及び適用を行う。
関 税 同 盟	条約に基づき、複数の国家が相互に関税を撤廃し又は軽減するとともに、第三国に対し共通関税の設定及び適用を行うこと。
共 同 市 場	条約に基づき、商品の自由な流通、非関税障壁の撤廃、投資及び競争の自由、労働又は職業の自由、ヒトの移動の自由等を保障すること。
経 済 同 盟	共同市場を更に発展させて、域内における金融、財政等の経済諸政策を共通にすること。
完 全 な 統 合	域内中央銀行の創設、域内単一通貨制度の導入等により、域内において統合すること。

<sup>1</sup> B.バラッサ著 中島正信訳『経済統合の理論』(1963年)ダイヤモンド社 参照。

自由貿易地域の経済効果として、関税等の通商制限が軽減されることにより、構成国間の貿易が一層促進されること（＝静態的效果）生産性の向上、資本蓄積の増加等により、加盟国の経済成長が助長されること（＝動態的效果）等が挙げられる。



## （２）地域経済統合の諸形態例

1990年代以降、多くの地域経済統合に関する協定（特に、自由貿易協定）が締結され、その件数は、2000年5月1日現在で120件に及ぶ<sup>ii</sup>。主たる地域経済統合の例として、以下のものを挙げることができる。

### イ 北米自由貿易協定

北米自由貿易協定（North America Free Trade Agreement = NAFTA）は、1990年に発表されたアメリカ・メキシコ間の自由貿易地域構想にカナダが参加を表明し、1992年にこの3国間で締結された協定に基づき、1994年1月に発足した。これは、1989年に発効したアメリカ・カナダ間の自由貿易協定に基づき両国間に設定された自由貿易地域を実質的にメキシコに拡大したものである。

< NAFTA 締結の経緯と動向 >

年	事 実
1989年	米加自由貿易協定締結
1990年	米墨自由貿易地域構想の発表
1992年	北米自由貿易協定締結
1994年	北米自由貿易地域発足 米州サミット開催
2001年	ケベックサミット開催
2005年	米州自由貿易地域に関する交渉完了予定

同協定は、域内関税の10～15年以内の撤廃、金融や投資の自由化、知的所有権の保護等を目的とする。

なお、NAFTAの南米諸国への拡大を志向する構想として、1994年12

<sup>ii</sup> 日本貿易振興会ホームページ掲載資料参照。

月の米州サミットにおいてアメリカのクリントン前大統領が提唱した「米州自由貿易地域構想」( Free Trade Area of the America = FTAA )がある。これは、アラスカからパタゴニアに至るアメリカ大陸全域(キューバを除く)をカバーする自由貿易圏構想で、2001年4月のケベックサミットにおいて2005年の交渉完了を目指すことが合意された。実現すれば、総人口8億人、経済規模12兆ドルの世界最大規模の自由貿易地域が誕生する。

## ロ 東南アジア諸国連合自由貿易地域

東南アジア諸国連合自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area=AFTA)は、域内経済自由化を目的としてインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びブルネイの間に締結された協定に基づき、1993年1月に発足し、その後、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジアの新規加盟国を加え、その対象地域を拡大した。しかし、1997年の通貨危機、中国経済の台頭等の影響を受け、また、構成国が域外国と個別に自由貿易協定を締結することで、AFTA計画の停滞・

< AFTA 締結の経緯と動向 >

年	事 実
1967年	ASEANの創設
1993年	AFTAの締結・発足
1995年	ベトナム加盟
1997年	アジア通貨危機 ラオス、ミャンマー加盟
1998年	カンボジア加盟
2002年	域内関税5%(原加盟国)
2006年	域内関税5%(ベトナム)
2008年	域内関税5%(ラオス及びミャンマー)
2010年	域内関税5%(カンボジア) 域内関税0%(原加盟国)
2015年	域内関税0%(新加盟国)

形骸化が懸念されている。AFTAは、2002年から本格的に始動しているが、自由貿易推進に向けた足並みは未だ揃っていないとの指摘もある。

AFTAは、文化財、軍需品等の例外品目を除き、農産物を含むすべての製品を原則として共通効果特惠関税の対象品目とし、その域内関税の段階的引下げ及び数量制限の撤廃を目的とする。域内関税率を5%以下に引き下げる目標期限として、原加盟国は2002年、ベトナムは2006年、ラオス及びミャンマーは2008年、カンボジアは2010年が設定されており、さらに、これを0%とする目標期限として、原加盟国は2010年、新規加盟国は2015年が設定されている。

## ハ 南米南部共同市場

南米南部共同市場(Mercado Común del Sur = MERCOSUR)の起源は1940年のアルゼンチン - ブラジル関税同盟にさかのぼり、1985年の両国の民政復帰を契機とした経済の自由化・開放政策の下に、その具体化に向けた動きが発展をとげた。そして、MERCOSURは、1991年3月にアルゼンチ

ン、ブラジル、パラグアイ及びウルグアイの間に締結された「アスンシオン条約」に基づき、1995年1月1日、域内の貿易自由化及び対外共通関税の設定を内容とする2億人規模の「共同市場」として発足した。その後、1996年にチリと、また、1997年にボリビアとそれぞれ自由貿易協定を締結し（両国は、準加盟国として参加している。）さらに、2001年には、ベネズエラが加盟を表明した。しかし、アンデス諸国を含めた形でのMERCOSURの拡大

及び深化に向けた動きは、1999年のブラジル通貨危機及びアンデス諸国の政治混乱、2001年のアルゼンチン通貨危機等の影響を受け、停滞している。

EUにおいては、欧州委員会が制定する規則にすべての加盟国が拘束されるのに対し、MERCOSURにおいては、制定された規則の適用は加盟国の自主性に委ねられている。なお、MERCOSURでは、民主政権でなくなった加盟国は、共同市場の恩恵を失うこととされている（サン・ルイス宣言）。

< MERCOSUR 締結の経緯と動向 >

年	事 実
1940年	アルゼンチン・ブラジル関税同盟
1985年	アルゼンチン・ブラジルの民政復帰
1991年	アスンシオン条約締結
1995年	MERSCOR 発足
1996年	チリの準加盟
1997年	ボリビアの準加盟
1999年	ブラジル通貨危機
2001年	ベネズエラ加盟表明 アルゼンチン通貨危機

## 二 欧州連合

第二次世界大戦後の1952年、石炭及び鉄鋼の共同管理を目的とした「欧州石炭鉄鋼共同体」（European Coal and Steel Community = ECSC）が結成され、その成果を更に経済全般に拡大するため、1958年に「欧州経済共同体」（European Economic Community = EEC、92年にECに改称）が、また、原子力を管理する「欧州原子力共同体」（European Atomic Energy Community = EAEC）が、それぞれ結成された。EECは、加盟国間の関税や数量制限の撤廃、共通関税の設定、共通農業政策の実施等を通じて、加盟国間の経済的な市場統合を促進する役割を担った。

< EU 統合の経緯と動向 >

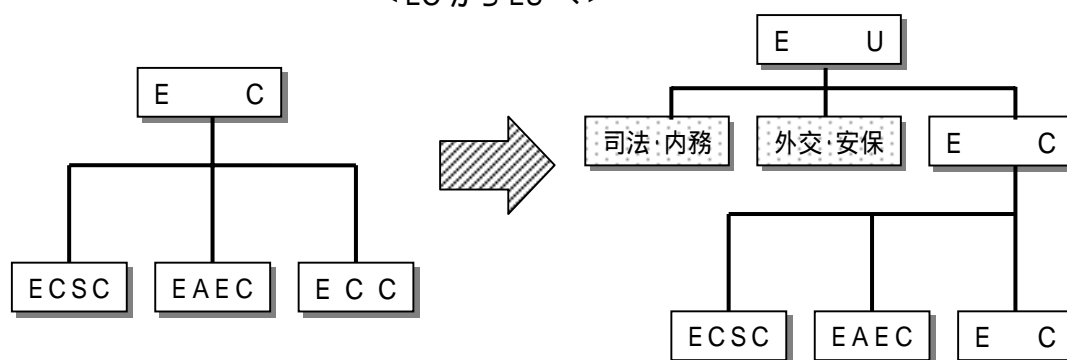
年	事 実
1951年	ECSC 協定締結
1958年	EEC・EAEC 発足
1967年	3 共同体が EC 下に統合
1968年	関税同盟・共通農業政策
1979年	為替相場安定のための欧州通貨制度発足
1987年	単一欧州議定書発効
1993年	欧州単一市場 マーストリヒト条約発効 EU の発足
1994年	欧州通貨機関設立
1998年	欧州中央銀行設立
1999年	単一通貨ユーロ導入決定
2002年	ユーロ流通開始

3 共同体は、1967年の単一組織設立条約により管理部門が統合され、欧

州共同体（European Communities = EC）と総称されるようになり、加盟国間での共同市場の形成や経済統合を目指した地域的国際組織として、加盟国を徐々に拡大し発展していった。1986年の単一欧州議定書においては、欧州理事会の制度化、欧州議会の権限強化等が図られ、国家主権が部分的に制限されることとなった。

その後、1992年の「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」により、ECの基礎の上に欧州連合（European Union = EU）が創設され、新たな目的として、経済通貨統合の実現、共通外交・安全保障政策の実施、司法及び内務の分野での協力等が加えられた。なお、通貨統合は、1999年1月にユーロが正式に発足したことにより実現している。

< EC から EU へ >



加盟国は 15 ヶ国、総人口 3 億 7000 万人で、現在、中東欧を中心に 12 ヶ国との間で 2003 年を目途に加盟交渉が行われている。

< 地域経済統合の比較 >

	加盟国	人口	名目 GDP	GDP / 1 人	貿易額
NAFTA	3 ヶ国	4 億 99 万人	\$ 104,356 億	\$ 26,025	\$ 13,215 億
ASEAN	10 ヶ国	5 億 833 万人	\$ 5,470 億	\$ 1,072	\$ 5,299 億
MERSCOR	4 ヶ国	2 億 920 万人	\$ 8,415 億	\$ 4,022	\$ 1,250 億
EU	15 ヶ国	3 億 7537 万人	\$ 84,552 億	\$ 22,400	\$ 43,217 億

日本アセアンセンターホームページ掲載資料から抜粋

### (3) 自由貿易地域と WTO

自由貿易協定の件数が増加していることの背景の一つには、これが WTO 体制の下での自由貿易の推進に向けた動きを補完する機能を有するという共通認識が世界各国に広がっているという事情があると考えられている。

その理由として、ウルグアイ・ラウンドの例に示されるように、GATT や WTO における世界規模での交渉合意に時間がかかること、投資ルール、

電子商取引、環境問題等 WTO においては未整備の分野についてルールを策定することができること、自由貿易協定には、競争促進、産業合理化等の経済効果があること、自由貿易協定には、国内の構造改革を促進する効果があること等が挙げられている。

ただし、自由貿易協定は、域外国に対する貿易障壁を残すという意味で WTO の掲げる「無差別原則（最恵国待遇）」に反する。このため、関税貿易一般協定 24 条では、構成国間においては、実質上すべての貿易について制限的通商規則を廃止すること、域外国に対し、自由貿易地域設定後に関税率を引き上げる等の制限的な通商規則を適用してはならないこと、自由貿易地域を妥当な期間（WTO の解釈によると、協定の発効から原則 10 年）内に設定することという条件の下に、これを「無差別原則」の例外と位置付けることで整合性を図っている。

#### **（４）自由貿易地域の課題**

##### **イ 国内産業保護との関係**

自由貿易協定を締結する場合に常に議論の争点となるのが、国内産業の保護が必要とされる特定品目（センシティブ品目）の取扱いである。特に、農林水産品については、貿易自由化を一時留保する例外と定める例が多く、自由貿易協定を「無差別原則」の例外として認める諸条件との関係において、未解決の問題として残されている。

また、輸入製品の急増により国内産業が打撃を受けるおそれがある場合、各国政府は、緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動し、期限を定めて輸入数量の制限、関税率の引上げ等の措置を講ずることができる（関税貿易一般協定 19 条）。WTO においては、セーフガードの発動対象国の限定を禁止しているが、NAFTA 等ではこれを認めており、国際ルールと自由貿易協定とのギャップが指摘されている。

##### **ロ 迂回貿易と原産地規則**

自由貿易地域においては、構成国間の関税、輸入数量制限等の通商規制が撤廃される一方で、域外国に対し、構成国は、それぞれ独自の通商規制の設定及び適用を行うことができる。このため、域内のより関税率の低い国に輸入された域外国の産品がより高い関税率の国に無関税で輸入され、高関税率の関税を無意味化するという「迂回貿易」の問題が生じる。

この問題に対し、各自由貿易地域では、輸入製品の生産地又は原産地を決定するための基準である「原産地規則」を制定して「迂回貿易」を防止している。しかし、「原産地規則」を恣意的に運用することにより貿易制限措置

として用いる事例が生じるようになり、今日では、非関税障壁の一つとして認識されるようになってきている。現在、WTO では、「原産地規則」の制定及び適用に係る公平性及び透明性の確保、各「原産地規則」の調和等の作業が進められている。

## ハ ブロック化に対する懸念

EU、NAFTA 等の地域経済統合においては、「経済のブロック化」現象の兆候が生じていると言われている。「経済のブロック化」が進めば、域内だけの自由貿易が推進されるようになり、域外に対しては保護主義的な施策が講ぜられるおそれがある。EU、NAFTA 等の今後の動向如何によっては、世界中において地域ブロック化が進展し、さらに、地域間の対立から世界経済に大きな亀裂を生じさせるおそれがあると考えられている。

### 2. 日本と自由貿易地域

#### (1) 多国間自由貿易協定

日本は、従来、GATT / WTO 体制の下での貿易自由化の恩恵を受けてきたことから、世界的規模での多国間協定に基づく自由かつ無差別な貿易体制の整備に重点を置き、「無差別原則」の精神と矛盾する自由貿易地域について消極的な姿勢を示していた。しかし、世界規模で自由貿易地域が拡大・深化する現状において、自由貿易地域の機能及び効果を認めた上で、これを活用する重層的な通商政策を講じつつある。

現在、ASEAN と日本、中国及び韓国の 3 ヶ国の枠組み (ASEAN + 3) で自由貿易地域を設定する構想が具体化している。2000 年 11 月に開催された ASEAN + 3 首脳会議では、「東アジア自由貿易地域」の創設を目指した作業部会を設置することが合意され、具体的検討が始まっている。

#### (2) 二国間自由貿易協定

現在、日本が二国間における自由貿易協定の締結を検討している主な事例及びその進捗状況は、以下のとおり。

対象国	進捗状況	主な内容
シンガポール	発効予定	関税等の通商制限の撤廃だけでなく、サービス、IT、教育、留学生交流等を対象分野とする。
メキシコ	検討中	投資の自由化及び関税等の通商制限の撤廃を内容とする経済関係の緊密化について協議。
韓国	検討中	投資自由化協定の締結に向けて協議を行うとともに、自由貿易協定の締結について研究。



なお、シンガポールとの間の自由貿易協定（正式名称は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（Agreement between Japan and the Republic of the Singapore for a New-Age Economic Partnership）」という。）については、平成 14 年 1 月 13 日に署名され、今国会（154 回国会）における条約承認案件第 1 号として提出されている。また、韓国との間の自由貿易協定については、今月 22 日にソウルで開催された日韓首脳会談において、自由貿易協定を柱とする経済連携協定の実現に向けた産官学の共同研究会を設置する旨合意された。

## 用語解説

**【一次産品】** 食糧、農産原料、燃料等未加工で原料形態のままの生産品をいう。

**【ウルグアイ・ラウンド】** ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいて、自由かつ多角的な国際貿易体制の確立及び維持を目的として、GATT の下に 1986 年から 1994 年にかけて開催された多数国間の貿易交渉。ウルグアイ・ラウンドでは、サービス貿易、知的所有権等の新分野が交渉の対象となった。

**【共通効果特惠関税】** 自由貿易協定の一形態であり、域内で生産又は製造されるすべての製品について、構成国間に限り、無関税で流通させる制度（Common Effective Preferential Tariff = CEPT）をいう。AFTA においては、域内での付加価値率が 40% 以上の製品を対象とする。

**【交易条件】** 輸出財を一単位輸出して得た外貨で購入できる輸入財の量を意味する。

**【多国籍企業】** 1970 年代以降、資産、売上げ等において巨大であり、支店の形態であるか、子会社の形態であるかを問わず、企業活動が複数国に及び、西側先進国を活動ベースとする企業体を多国籍企業（multinational corporation = MNC）と称するようになった。多国籍企業の活動は、開発途上国等の国家主権を脅かすおそれがあり、その国際的な規制が必要とされている。

**【非関税障壁】** 非関税障壁（non-tariff barriers = NTBs）とは、関税以外の貿易障壁をいい、輸入数量制限等の貿易を制限することを目的とした関税以外の措置、貿易制限以外の目的を達成するために講ぜられた措置であって、結果的に貿易に悪影響を及ぼすものがこれに当たる。

**【無差別原則】** GATT / WTO 体制の下における主要原則の一つであり、他国又はそのモノの無差別的待遇を意味し、最恵国待遇 (Most Favored Nation Treatment = MFN) とも称される。

**【ASEAN】** 東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations = ASEAN) は、1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヶ国により創設された地域的国際組織で、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオス及びミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在の加盟国は10カ国である。

結成時は、親米反共諸国の連合体としての性格が強かったが、経済的には、外資導入による経済開発を進め、域内特惠制度の拡充、関税引下げ等の経済協力を推進した。80年代半ば以降、経済問題に関し、周辺先進国の動向に連合体として対応する性格を強め、1993年には、域内経済自由化を目的として、共通効果特惠関税、産業協力、ASEAN投資圏をその柱とする AFTA (ASEAN自由貿易地域) が創設された。

**【GATT】** 第二次世界大戦後の1948年、アメリカの提唱により、国際貿易機関 (ITO) 設立のための憲章が調印されたが、アメリカは議会の反対により批准せず、ITOは不成立に終わった。この過程で、ITO憲章の中の関税と経済政策に関する条項を取り出して、1947年に成立したのが「関税及び貿易に関する一般協定」 (General Agreement on Tariffs and Trade = GATT) である。同協定は、最恵国待遇及び内国民待遇を内容とする無差別の原則、数量制限の禁止、公正な競争を基本原則とする貿易に関する一般的な義務を定めたものである。我が国では、同協定それ自体、あるいは同協定に基づき設置された国際組織を「ガット」と称している。ガットは、戦後の国際貿易の基本的な法的枠組みを提供する役割を担うこととなり、加盟国は120カ国以上、加盟国の貿易額は世界貿易額の90%以上を占めるに至った。

ガットは、暫定適用議定書に基づき適用されるなど、法的関係が複雑であったこと、組織に関する規定を欠きつつ慣習法的に国際組織の体裁が整備されたこと等の理由により、条約及び国際組織として変則的状态にあったため、その解消が課題として認識されるようになり、1986年から始まったウルグアイ・ラウンドで、ガットに変わる国際組織として世界貿易機関 (WTO) の設立が合意された。

**【OECD】** 経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development = OECD) は、マーシャル・プランの受入機関として1948年に発足した欧州経済協力機構を改組し、欧州以外の先進国を加えて設立された経済的分野における国際組織である。主要先進国25ヶ国をその構成員とし、高度成長、雇用増大及び生活水準の向上、開発途上国の健全な経済成長に対する寄与、多角的・無差別的な基礎に立つ世界貿易の拡大に対する寄与を目的とする。

**【WTO】** 世界貿易機構（World Trade Organization = WTO）は、ガットの下で 1986 年から 1994 年に行われた多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドで設置が決定され、1995 年の「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に基づき、ガットと関連組織とを単一の国際組織として法的に整理・統合した国際機関である。

WTO は、ウルグアイ・ラウンドでまとめられた多角的貿易協定及び複数国間貿易協定に関する事項について、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供し、WTO 協定及び多角的貿易協定の実施及び運用の円滑化並びに複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みの提供、多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場の提供、紛争解決手続・貿易政策検討制度の運用等をその任務とする。マラケシュ宣言では、関税引下げ、農産物輸入規制の緩和、サービス貿易、知的所有権等もカバーする。現在の加盟国・地域数は 137 である。なお、1994 年ガット協定は改正され、WTO 協定の不可分な一部とされている。

## **関連条文（関税及び貿易に関する一般協定）**

### **第 1 条 一般的最恵国待遇**

1 いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第 3 条 2 及び 4 に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない。

（以下略）

### **第 9 条 原産地表示**

1 各締約国は、他の締約国の領域の産品の表示の要件に関し、第三国の同種の産品に許与する待遇より不利でない待遇を許与しなければならない。

2 締約国は、原産地表示に関する法令の制定及び実施に当り、虚偽の表示又は誤解のおそれのある表示から消費者を保護する必要について妥当な考慮を払った上で、そのような措置が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないことを認める。

3 締約国は、行政上可能なときはいつでも、所定の原産地表示を輸入の時に附することを許可しなければならない。

- 4 輸入製品の表示に関する締約国の法令は、製品に著しい損害を与えることなく、その価値を実質的に減ずることなく、又はその価格を過度に引き上げることなく、遵守することができるものでなければならない。
- 5 締約国は、表示の訂正が不当に遅延し、虚偽の表示が附され、又は所定の表示が故意に省かれた場合を除くほか、輸入前に表示の要件に従わなかつたことに対しては、原則として、特別税又は罰を課してはならない。
- 6 締約国は、製品の真の原産地を誤認させるような方法、すなわち、他の締約国の領域の製品の特殊の地方的の又は地理的の名称でその国の法令によつて保護されているものを侵害するような方法による商標の使用を防止するため相互に協力しなければならない。各締約国は、他の締約国が自国に通告した製品の名称に対する前記の侵害に関して当該他の締約国が行う要請又は申入れに対して、十分かつ好意的な考慮を払わなければならない。

#### **第 19 条 特定の製品の輸入に対する緊急措置**

- 1 (a) 締約国は、事情の予見されなかつた発展の結果及び自国がこの協定に基いて負う義務（関税譲許を含む。）の効果により、製品が、自国の領域内における同種の製品又は直接的競争製品の国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入されているときは、その製品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、その義務の全部若しくは一部を停止し、又はその譲許を撤回し、若しくは修正することができる。
- (b) 特惠譲許の対象となつている製品が締約国の領域内に (a) に定める事情の下に輸入され、その結果、その特惠を受けているか又は受けていた他の締約国の領域内における同種の製品又は直接的競争製品の国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、当該他の締約国の要請を受けたときは、輸入締約国は、当該製品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、該当の義務の全部若しくは一部を停止し、又は譲許を撤回し、若しくは修正することができる。
- 2 締約国は、1 の規定に従つて措置を執るに先だち、提案する措置についてできる限り早目に書面により締約国団に通告しなければならない。また、自国と協議する機会を、締約国団及び当該製品の輸出国として実質的に利害関係を有する締約国に与えなければならない。特惠譲許について前記の通告を行うときは、その通告には、その措置を要請した締約国の名を掲げなければならない。遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような急迫した事態においては、1 の規定に基く措置は、事前の協議を行うことなく暫定的に執ることができる。ただし、その措置を執つた後直ちに協議を行うことを条件とする。
- 3 (a) 前記の措置について関係締約国間に合意が成立しなかつた場合にも、締約国は、希望するときは、その措置を執り、又は継続することができる。また、その措置が執ら

れ、又は継続されるときは、それによつて影響を受ける締約国は、その措置が執られた後 90 日以内に、かつ、締約国団が停止の通告書を受領した日から 30 日の期間が経過した時に、その措置を執っている締約国の貿易に対し、又は 1 (b) に定める場合にはその措置を要請している締約国の貿易に対し、この協定に基く実質的に等価値の譲許その他の義務で締約国団が否認しないものの適用を停止することができる。

- (b) (a) の規定にかかわらず、締約国は、事前の協議を行うことなく 2 の規定に基いて措置が執られ、かつ、その措置がその影響を受ける産品の国内生産者に対して自国の領域内において重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、遅延すれば回復しがたい損害を生ずるおそれがあるときは、その措置が執られると同時に、及び協議の期間を通じて、損害を防止し又は救済するために必要な譲許その他の義務を停止することができる。

#### **第 24 条 適用地域 国境貿易 関税同盟及び自由貿易地域**

- 1 この協定の規定は、締約国の本土関税地域及び第 26 条の規定に基いてこの協定が受諾され、又は第 33 条の規定に基いて若しくは暫定的適用に関する議定書に従つてこの協定が適用されている他の関税地域に適用する。これらの関税地域は、この協定の適用地域に関する場合に限り、それぞれ一締約国として取り扱うものとする。ただし、この項の規定は、単一の締約国が第 26 条の規定に基いてこの協定を受諾しており、又は第 33 条の規定に基いて若しくは暫定的適用に関する議定書に従つてこの協定を適用している 2 以上の関税地域の間になんらかの権利又は義務を発生させるものと解してはならない。
- 2 この協定の適用上、関税地域とは、当該地域とその他の地域との間の貿易の実質的な部分に対して独立の関税その他の通商規則を維持している地域をいう。
- 3 この協定の規定は、次のものを妨げるものと解してはならない。
  - (a) 締約国が国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益
  - (b) トリエステ自由地域の隣接国が同地域との貿易に与える利益。ただし、その利益が第二次世界戦争の結果締結された平和条約に抵触しないことを条件とする。
- 4 締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。
- 5 よつて、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。
  - (a) 関税同盟又は関税同盟の組織のための中間協定に関しては、当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国でない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当

該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。

(b) 自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。

(c) (a) 及び (b) に掲げる中間協定は、妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない。

6 5(a) の要件を満たすに当り、締約国が第二条の規定に反して税率を引き上げることが提案したときは、第 28 条に定める手続を適用する。補償的調整を決定するに当つては、関税同盟の他の構成国の対応する関税の引下げによつてすでに与えられた補償に対して妥当な考慮を払わなければならない。

7 (a) 関税同盟若しくは自由貿易地域又は関税同盟の組織のため若しくは自由貿易地域の設定のために締結される中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通告し、かつ、締約国団が適当と認める報告及び勧告を締約国に対して行うことができるようにその関税同盟又は自由貿易地域に関する情報を締約国団に提供しなければならない。

(b) 締約国団は、5 に掲げる中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、かつ、(a) の規定に従つて提供された情報に妥当な考慮を払つた後、その協定の当事国の意図する期間内に関税同盟が組織され若しくは自由貿易地域が設定される見込みがないか又はその期間が妥当でないと認めるときは、その協定の当事国に対して勧告を行わなければならない。当事国は、その勧告に従つてその中間協定を修正する用意がないときは、それを維持し、又は実施してはならない。

(c) 5(c) に掲げる計画又は日程の実質的な変更は、締約国団に通報しなければならない。締約国団は、その変更が関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定を危くし、又は不当に遅延させるものであると認めるときは、関係締約国に対し、締約国団と協議するように要請することができる。

8 この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて 2 以上の関税地域に替えるものをいう。

( ) 関税その他の制限的通商規則 ( 第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 20 条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。 ) を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

- ( ) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。
- (b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則（第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第20条の規定に基づいて認められるもので必要とされるものを除く。）がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている2以上の関税地域の集団をいう。
- 9 第1条2に掲げる特惠は、関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定によつて影響を受けるものではないが、これによつて影響を受ける締約国との交渉によつて廃止し、又は調整することができる。影響を受ける締約国とのこの交渉の手續は、特に、8(a)( )及び(b)の規定に合致するために必要とされる特惠の廃止に適用するものとする。
- 10 締約国団は、5から9までに定める要件に完全には合致しない提案を3分の2の多数によつて承認することができる。ただし、その提案は、この条の規定の意味における関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定のためのものでなければならない。
- 11 締約国は、インド及びパキスタンの独立国としての確立の結果生ずる例外的な事態を考慮し、かつ、両国が長期にわたつて単一の経済単位を構成してきたことを認めるので、両国間の貿易関係が確定的な基礎の上に確立されるまでの間は、この協定の規定が、両国間の貿易に関する両国間の特別の取極の締結を妨げるものではないことに同意する。
- 12 各締約国は、自国の領域内の地域的な及び地方的な政府及び機関によるこの協定の規定の遵守を確保するため、執ることができる妥当な措置を講ずるものとする。